

議案第99号

町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の設定について

次のとおり町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年12月10日

三朝町長 松 浦 弘 幸

町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、町長若しくは町の委員会の委員若しくは委員又は町の職員（同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。）の町に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。

（損害賠償責任の一部免責）

第2条 町は、町長等の町に対する損害を賠償する責任を、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、町長等が賠償の責任を負う額から、町長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。

- （1）町長 6
- （2）副町長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- （3）農業委員会の委員 2
- （4）町の職員（第2号に掲げる職員を除く。） 1

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。